

令和2年3月4日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

公益社団法人 日本文化財保護協会
会 長 坂 詰 秀 一
理 事 長 長 谷 川 渉

要 望 書

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出、文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材教育を目指し、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進、文化発信を支える基盤の整備・充実等の重要施策について、強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴省のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。

当協会は、民間組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けております。

当協会会員の民間調査組織は発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。

加えて、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通して、発注者のご要請に的確に応え、広く文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めております。

今後の文化財事業の健全な発展のためには、当協会の果たす役割がきわめて重要と考え、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の民間調査組織は、今や埋蔵文化財調査業としての能力と実績を備え、これまでも調査主体として発掘調査を行う一方、埋蔵文化財行政の発掘調査支援業務にあたっております。

つきましては、民間による文化財保護を更に推進し、民間調査組織の一層の活用・促進を図るため、以下の通りお願いを申し上げます。

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数は、平成30年度に至って5,629名（平成29年度比18名減、平成12年度7,111名の79,15%）と減少し、発掘届出等件数は平成30年度68,874件（平成29年度比3,726件増）と過去最大でありました。担当専門職員減少と発掘届出件数の増加は、反比例し例年この傾向は拡大しています（別添資料参照）。

国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するため、民間調査組織の活用・促進を一層お図り下さいますようお願い申し上げます。

（1）豊富な調査実績を保有

当協会会員数は現在83社、年間総額244億円（2018年度実績）国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査～記録保存調査）の受託実績を保有しております。

（2）埋蔵文化財調査士・補の活用について

当協会は会員企業の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成19年度より12年間にわたって資格試験を実施しております。

試験は、第三者委員会（学術・行政OBを代表する有識者）の厳選な審査のもとに筆記・面接試験による選考を実施し、CPD制度（継続教育）も併せて導入しております。

現在、資格取得者は725名を超えて、埋蔵文化財行政業務の一翼を担う有能な人材を輩出していると確信しております。

◇ 埋蔵文化財調査士

発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる者。

埋蔵文化財調査士補取得後2年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を2冊以上または研究論文等1編以上執筆している者。国及び地方公共団体（埋文センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に20年以上携わったことのある者。

◇ 埋蔵文化財調査士補

発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる者。

学校教育法による大学を卒業し、当協会が認める関連分野を専攻した者で発掘調査実務経験を2年以上有する者。学校教育法による大学を卒業した者で、発掘調査実務経験を4年以上有する者。これ以外の者で4年以上の発掘調査実務経験を有する者。

(3) 会員資格取得者の活用について（令和元年6月現在）

会員文化財従事技術者	1, 490名
埋蔵文化財調査士・補	725名
学芸員	486名
土木施工管理技士	1, 295名
測量士・補	2, 349名
日本考古学協会会員	273名

埋蔵文化財調査士・補をはじめ、上記資格者は発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる人材を保有しておりますので、積極的な活用をお願い申し上げます。

(4) インターンシップ（就業体験）の受け入れ

当協会員各社は学生に就業体験の機会を提供するため、現在考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して遺跡調査、遺構検出及び測量、写真撮影、調査報告書作成などの発掘調査に係る基本を職場体験させることにより、職業選択・適正の見極めなどに就業体験の機会を積極的に提供してまいります。

2. 技術力による選定について

改正品確法では担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保、予定価格の適正な設定、調査及び設計の品質確保、ダンピング受注の防止、歩切りの根絶、適正な契約変更の実施等が平成26年9月30日閣議決定され、更に令和元年6月14日施行では、測量、地質調査その他の調査及び設計が定義に追加され、情報通信技術の活用、生産性の向上に配慮等が示されました。

今まで貴庁で実施されている一般競争入札方式から、プロポーザル方式、総合評価落札方式を採用頂き、企業の担い手育成のための利潤の確保、測量・調査及び設計の品質確保のためにも、技術力重視の選定をお願い申し上げます。

3. 経営基盤の安定と諸条件

(1) 埋蔵文化財調査関連業務量の確保、拡大について

経営の安定と担い手育成・確保のため、引き続き安定的な埋蔵文化財関

係の調査関連業務量の確保・拡大をお願い申し上げます。

(2) 特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務五）

発注業務の特記仕様書において積算が可能となるように、仕様・数量を明確にさせていただくことをお願い申し上げます。

(3) 適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）

業務内容の変更に伴う契約変更がある場合は、適宜書面などをもって迅速に実施していただきたくお願い申し上げます。

4. 行政と民間との協働について

(1) 災害時の対応について

災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。

当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。

貴省と当協会の災害協定を締結して会員各社が協力できる体制整備のご検討も併せてお願い申し上げます。

(2) 若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

積極的に若手を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる若手調査員・調査補助員などの現場従事経験者を幅広く登用し、評価してまいります。

また、女性技術者の登用と育成を積極的に行い、雇用と登用の拡大に努めてまいります。つきましては、会員企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休2日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力してまいりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

5. 協会活動について

協会では考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う検定で「考古検定」を実施し、また観光と考古学の融合を図り、文化財の調査・研究と保存と活用を学び、地域振興を考えていく「観光考古学会」に参加・活動しています。